公認会計士開成会会則

第１条（名称）

本会は公認会計士開成会と称する。

第２条（目的）

本会は会員相互の親睦を目的とする。

第３条（会員）

本会は次の会員を持って組織する。

（１） 正会員

開成高等学校を卒業した公認会計士及び日本公認会計士協会の準会員を正会員とする。公認会計士には米国公認会計士を含むものとする。開成高等学校を卒業した公認会計士または日本公認会計士協会準会員となる資格を有する者は、本会の正会員となることができる。

開成高等学校に在籍したことがある者については、同様の取扱いをする。

（２） 特別会員

開成高等学校を卒業した税理士及び大学･大学院において会計学の教職にある者、並びに企業等において経理実務に従事している者などは、会員の推薦に基づき役員会において承認された場合には特別会員となることができる。

開成高等学校に在籍したことがある者については、同様の取扱いをする。

（３） 名誉会員

公認会計士開成会の総会における講演会で講師を担当した者（但し、正会員又は特別会員該当者は除く）は、名誉会員となることができる。

（４） 賛助会員

公認会計士開成会の活動趣旨に賛同する者は、会員の推薦に基づき役員会において承認された場合には賛助会員となることができ、公認会計士開成会の活動に参加することができる。

２．会員は申し出により本会から脱退することができる。ただし、再入会を妨げない。

第４条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長　１名、 副会長　若干名、 幹事長　１名、 幹事　１５名以内、 監事　１名

２．必要に応じ、役員と別に顧問を置くことができる。

第５条（役員の選任）

会長、監事は総会において選任する。

副会長、幹事長、幹事は会長が会員の中から任命することができる。

顧問は役員会で推薦し、会長が委嘱する。

第６条（役員の任期）

役員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

第７条（各種会合）

総会は会長が招集し、毎年１回開催する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。

２．役員会は必要に応じて会長が招集し、開催する。重要な案件について決議する。

３．幹事会は幹事長が会長、副会長及び幹事に対して招集し、開催する。活動に関する方針を審議する。

４．役員会・幹事会は電子的方法（メール等）による決議ができる。

第８条（会計）

本会の運営に要する経費は、総会の会費、寄付金をもってこれに充てる。

２．本会の会計期間は、７月１日から翌年６月３０日までとする。

第９条（会則の改定）

この会則の改廃は、総会において行う。

平成２７年７月９日制定

平成２９年７月５日改定（第３条：賛助会員の規定追加）

令和５年７月２５日改定（第４条：幹事定数変更、第７条：電子的決議追加）